

# Client Alert

October 2015

## 米国・EU間のセーフハーバー協定を無効とする EU 司法裁判所の判決による日本企業への影響

2015年10月6日、欧州連合（EU）司法裁判所は、個人データの移転に関する米国とEUの間のセーフハーバー協定（本協定）を無効とする判決（本判決）を下しました。

これまで、本協定に基づいて米国商務省に登録をした米国企業（登録企業）は、本協定に依拠してEU企業から個人データを受領することが認められていました。また、EU企業は、米国の登録企業に対し、本協定に依拠して個人データを移転することが認められていました。しかし、本協定が無効とされたことにより、いずれの企業も本協定に依拠することができなくなります。

同日、EU委員会（EC）は、既に米国との間で別途策定を進めていた本協定の改定版につき、引き続き検討するとの声明を出しましたが、本判決を踏まえたEU内での調整に時間がかかることが予想されます。また、仮に本協定の改訂版が成立したとしても、再び裁判所においてその効力が争われる可能性があります。したがって、EUから米国への個人データの移転について、本協定に依拠することなく、適法性を確保する方法を検討することが推奨されます。

日本企業にとって本判決の影響を考慮すべき主な場合としては、（1）自社の米国における関連会社（米国関連会社）が登録企業である場合、そして、（2）自社のEUにおける関連会社（EU関連会社）が米国の登録企業に対して個人データを移転している場合が挙げられます。

1. 米国関連会社が登録企業である場合、同社がEU関連会社その他のEU企業から個人データを受領するにあたって、本協定に依拠している範囲を特定し、その範囲について短期的・長期的な対応を検討する必要があります。具体的には、標準契約（Model Contracts）の締結や同意の取得といった個別の対応が考えられます。その内容によっては、規制当局において所定の手続きを取り、プライバシーポリシー等を更新しなければならない場合もあるため、企業の状況に応じて実行可能な措置を検討する必要があります。

なお、本判決により、米国における本協定に基づくプログラム自体が直ちに無効とされるわけではありませんが、将来的に米国商務省への登録を抹消し、本協定の枠組みから離脱するかどうかを検討する必要もあります。

本クライアントアラートに関するお問い合わせ先



高瀬 健作  
パートナー  
03 6271 9752  
[kensaku.takase@bakermckenzie.com](mailto:kensaku.takase@bakermckenzie.com)



達野 大輔  
パートナー  
03 6271 9479  
[daisuke.tatsuno@bakermckenzie.com](mailto:daisuke.tatsuno@bakermckenzie.com)



菅 礼子  
アソシエイト  
03 6271 6969  
[ayako.suga@bakermckenzie.com](mailto:ayako.suga@bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー  
法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032  
東京都港区六本木 1-9-10  
アークヒルズ仙石山  
森タワー28F  
Tel 03 6271 9900  
Fax 03 5549 7720  
[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

また、多国籍企業における個人データのグループ内移転については、BCR (Binding Corporate Rules, 拘束的企業準則) を採用することも考えられますが、監督機関による承認手続に現在 12 ヶ月から 18 ヶ月を要しているため、長期的な対応が求められます。

2. EU 関連会社が米国の登録企業に対して個人データを移転している場合、当該米国企業との間で、どのような対応を取るか協議する必要があります。また、その内容に応じて、EU 関連会社において、規制当局において所定の手続を取り、プライバシーポリシー等を更新しなければならない場合もあります。

本クライアントアラートは一般的な情報を提供するためのものであり、ベーカー&マッケンジー法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありません。個別具体的な案件に関しては、別途専門家の助言を受けてください。